微 徴 2 - 20 令和4年5月30日

公益財団法人 全国法人会総連合 会長 小林 栄三 殿

国税庁徴収部 徴収課長 木村 正之

猶予相談の窓口に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、格別の御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方から、電話により納税の猶予等に関する質問や相談を受け付けるため、令和2年4月に「国税局猶予相談センター」を開設し、以来、多くの相談をいただいてまいりましたが、「国税局猶予相談センター」で行っている電話相談業務については、より丁寧に、納税者の皆さまの実情に即して対応するため、7月1日(金)以降は、税務署で対応いたします。

つきましては、貴総連合におかれましては、同日以降、納税の猶予等に関する質問や相談は、所轄の税務署に連絡をいただきますよう、会員の皆さまに対し、周知をお願いいたします。

なお、貴総連合のホームページ等でご案内いただいている「国税局猶予相談センター」の連絡先(フリーダイヤル)につきましては、お手数ですが、削除していただくようお願いいたします。

(ご参考)

国税の納付が困難な方へ(猶予制度があります)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

中小企業活性化パッケージ

 $\underline{\text{https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/torikumi/20220304.h}} \\ \underline{\text{tml}}$